

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7年 3月 19日

申請者 氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup> 有限会社 <sup>ウイルテック</sup> ウイルテック  
 住所 〒567-0029 大阪府茨木市五日市緑町2-22  
 代表者氏名 <sup>フリガナ</sup> 代表取締役 <sup>ホウチ ムサカ</sup> 堀内 豊  
 電話番号 072-648-5678  
 FAX番号 072-648-5679  
 メールアドレス [willtech@aioros.ocn.ne.jp](mailto:willtech@aioros.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7年 3月 19日

申請者 氏名又は名称 ウィルテック 有限会社ウィルテック  
住 所 大阪府茨木市五日市緑町2-22  
代表者氏名 代表取締役 ホリウチ ユタカ 堀内 豊

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた  
いので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
<small>ホリウチ ユタカ</small> 代表取締役 堀内 豊	<small>ハシモト タカマサ</small> 取締役 橋本 宝正
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社ウイルテック ウイルテック
上記事業所の所在地	郵便番号 567-0029 住所 大阪府茨木市五日市緑町2-22  電話番号 072-648-5678 F AX番号 072-648-5679 メールアドレス willtech@aioros.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中島 慎也 ナカシマ シンヤ	第266210号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和7年 3月 19日現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦 N67S 12～67 mm	1	
	塩ビカッター	VK63N	1	
管の加工用の機械器具	やすり	300 平型判丸型 N50AⅢ	2	
	パイプねじ切り機		1	
管の接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	2	
	パイプレンチ	300～900 mm各種	8	
水圧テストポンプ	テストポンプ	手動式 T-100K	1	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「管の接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7年 3月 19日

申請者

氏名又は名称	有限会社ウィルテック
住 所	大阪府茨木市五日市緑町2-22
代表者氏名	代表取締役 堀内 豊

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府茨木市五日市緑町2番22号  
有限会社ウィルテック

会社法人等番号	1209-02-014031	
商号	有限会社ウィルテック	
本店	大阪府茨木市五日市緑町2番22号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成18年2月23日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築一式工事業、大工工事業、左官工事業</li> <li>2. とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業</li> <li>3. 管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業</li> <li>4. 鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業</li> <li>5. 防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業</li> <li>6. ビル・マンション等の管理、保守、清掃及び警備業等</li> <li>7. 不動産の管理、ビルメンテナンス業</li> <li>8. 各種ポンプ、送風機及び脱臭装置の販売、施工、修理、メンテナンス</li> <li>9. 塗料及び塗装機材の販売</li> <li>10. 損害保険代理店業</li> <li>11. 飲食店業</li> <li>12. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol>	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当社が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	大阪府茨木市上穂積一丁目1番7-1101号 取締役 堀内豊	
	大阪府茨木市上穂積四丁目1番35-104号 取締役 橋本宝正	平成20年 5月31日就任

大阪府茨木市五日市緑町2番22号  
有限会社ウイルテック

	兵庫県宝塚市中山五月台二丁目8番21号 取締役 <u>國重英樹</u>	平成22年 6月 1日就任
		令和 6年11月30日辞任
		令和 7年 1月20日登記
	代表取締役 <u>堀内豊</u>	平成20年 5月31日就任
登記記録に関する事項	令和6年4月1日大阪市北区東天満一丁目11番13号AXIS南森町10Fから本店移転	令和 6年 5月21日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 7年 3月17日

大阪法務局北大阪支局

登記官

田井地 かすみ



# 定 款

有限会社 ウィルテック





# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、有限会社 ウイルテック と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築一式工事業、大工工事業、左官工事業
2. とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業
3. 管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業
4. 鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業
5. 防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業
6. ビル・マンション等の管理、保守、清掃及び警備業等
7. 不動産の管理、ビルメンテナンス業
8. 各種ポンプ、送風機及び脱臭装置の販売、施工、修理、メンテナンス
9. 塗料及び塗装機材の販売
10. 損害保険代理店業
11. 飲食店業
12. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社の本店は 大阪府茨木市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。

(相続人に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(特定株主からの自己株式取得に関する定め)

第 9 条 当会社は、会社法第 160 条の規定による特定株主からの自己株式取得による決定に際して、同法第 164 条第 1 項の規定により同法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則第 22 条第 1 項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要がある時は、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

- 第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。
- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招集の時期と招集手続きの省略)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会を招集するときは、会日から1週間（ただし、書面投票又は電子投票を認めるときは2週間）前までにその通知を発する。ただし、その株主総会において議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

- 第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれにあたる。社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(書面による決議)

- 第18条 株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議

があったものとみなす。

(総会議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、1名以上を置く。

(取締役の選任)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第22条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第23条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主及び登録株式質権者に配当する。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

令和6年4月1日

大阪府茨木市五日市緑町2番22号

有限会社 ウィルテック

代表取締役 堀 内 豊



この定款の写しが原本と相違ないことを証明する。

令和7年3月14日

大阪府茨木市五日市緑町 2-22

有限会社ウィルテック

代表取締役 堀内 豊





第二六六二一〇号

給装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

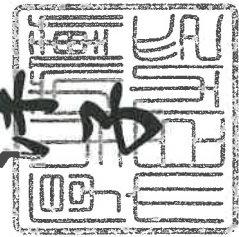
氏名 中島慎也

昭和五十三年十一月九日生

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の  
規定により給装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

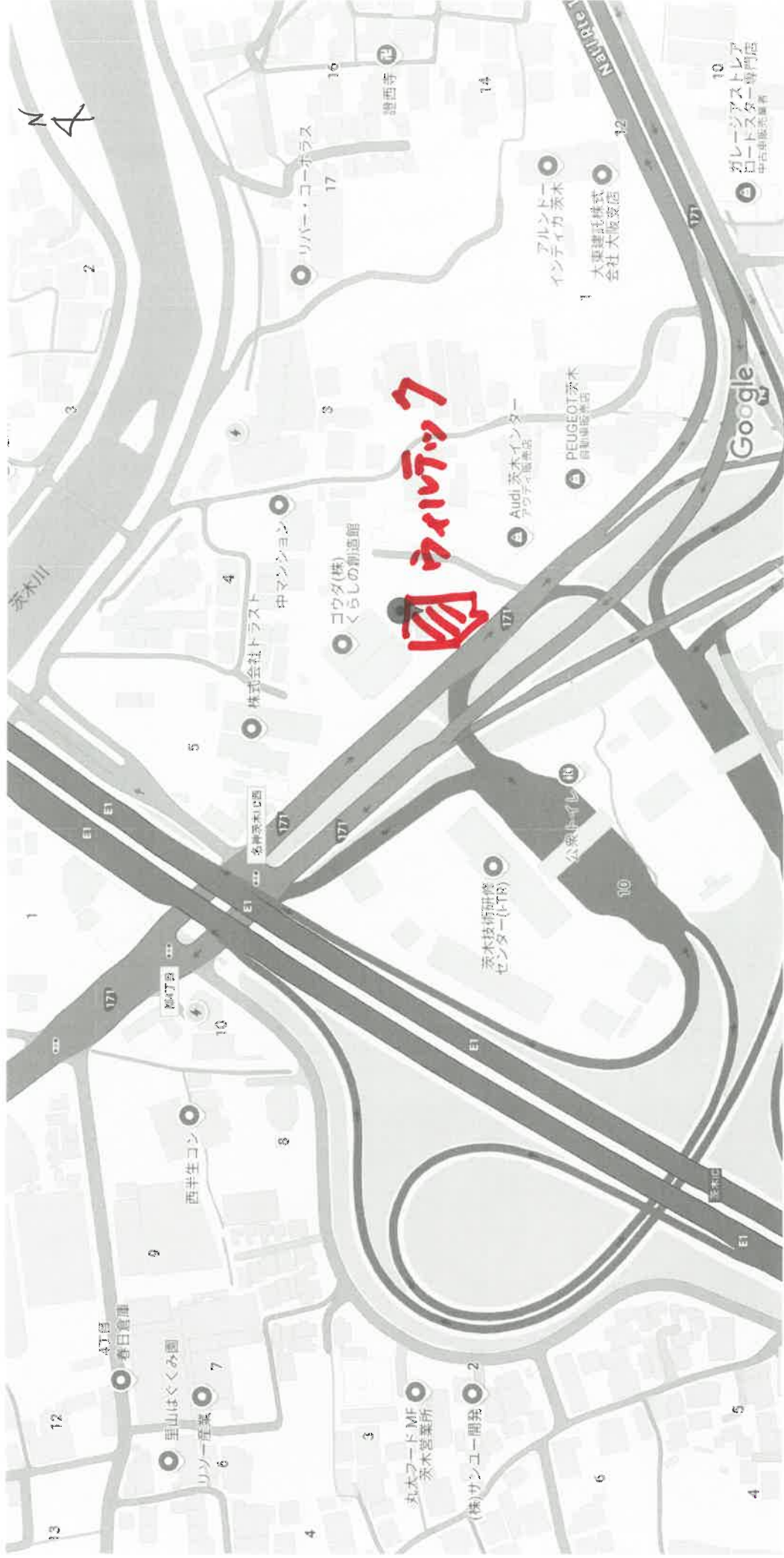




〒567-0029 大阪府茨木市五日市緑町2-2-2

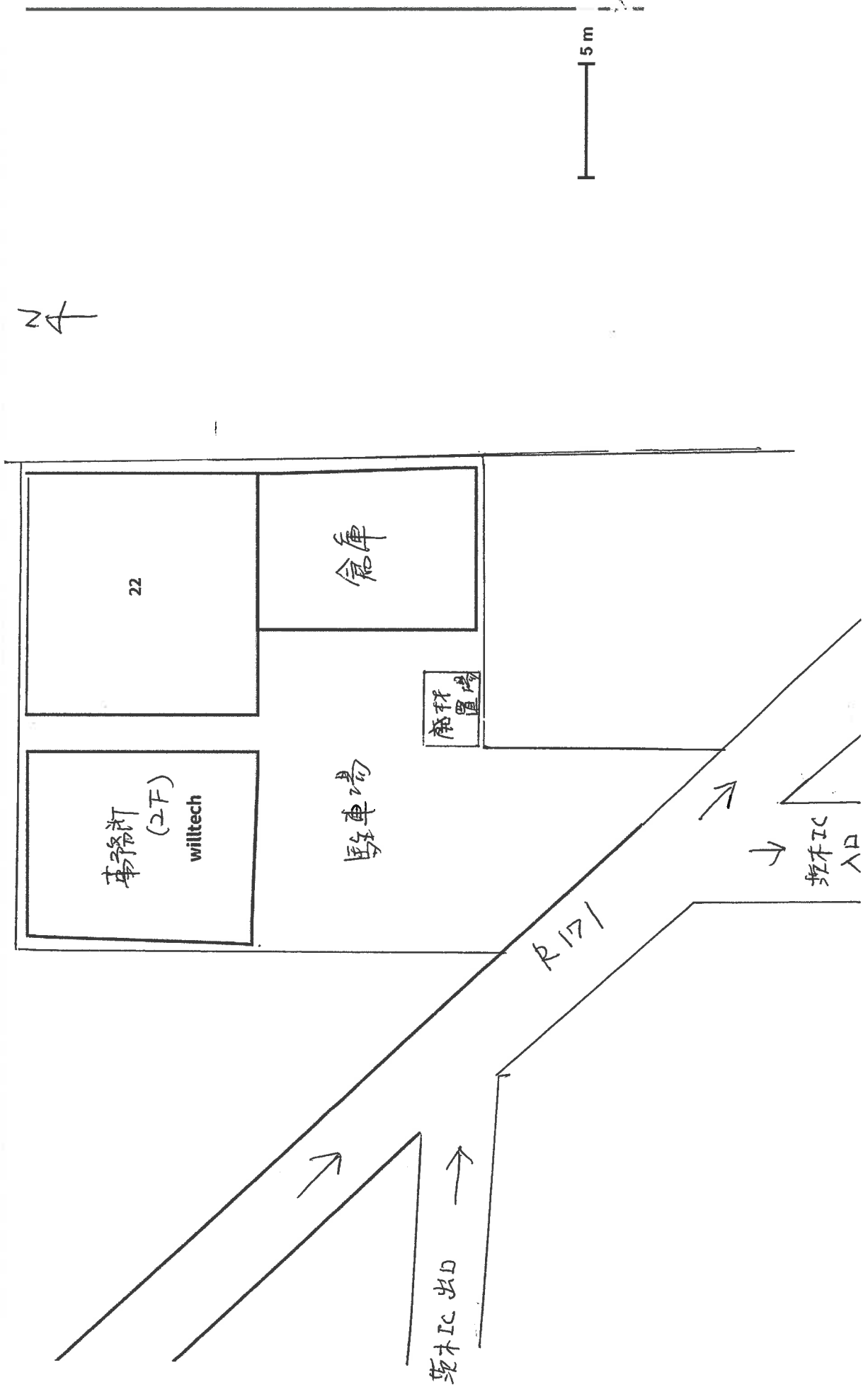
有限会社ウィルテック 位置図

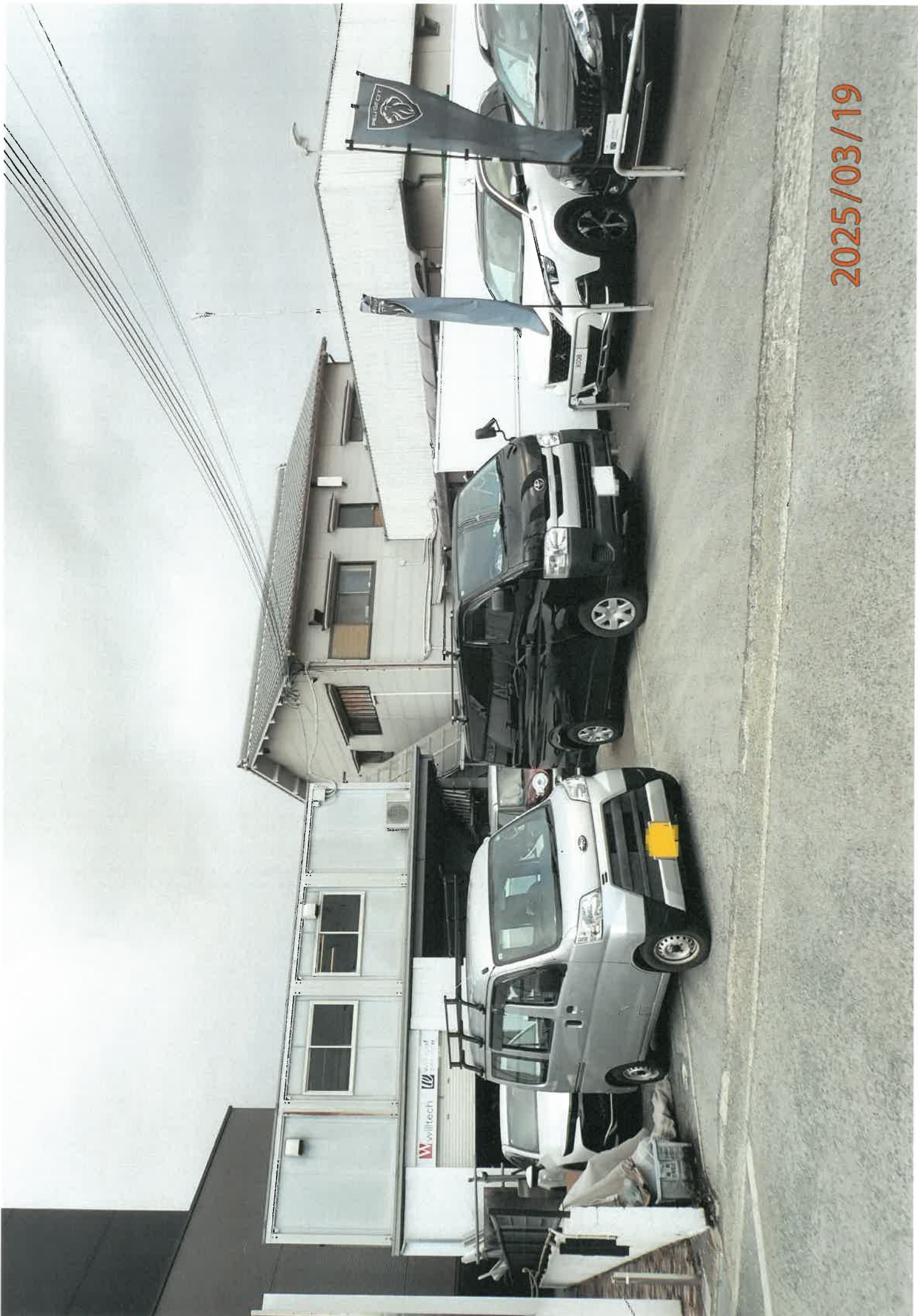
Google



地図データ ©2025 50 m

有限会社ウィルテック 見取図 (平面図)





2025/03/19



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7年 3月 19日

申請者 氏名又は名称 有限会社 ウィルテック ウィルテック  
 住所 〒567-0029 大阪府茨木市五日市緑町2-22  
 代表者氏名 代表取締役 堀内 豊  
 電話番号 072-648-5678  
 FAX番号 072-648-5679  
 メールアドレス [willtech@aioros.ocn.ne.jp](mailto:willtech@aioros.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 7年 3月19日

届出者

氏名又は名称 有限会社ウィルテック  
住 所 大阪府茨木市五日市緑町2-22  
代表者氏名 代表取締役 堀内 豊

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任  
解任  
の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社ウィルテック	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ナカジマ シンヤ 中島 慎也	第266210号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二六六二一〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

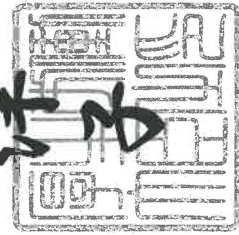
氏名 中島 慎也

昭和五十三年十一月九日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子





# 書類送付状

書類発送日 令和7年3月21日

公益社団法人 日本水道協会 奈良県支部

ご担当者様

平素は格別のご高配を賜り、  
お礼申し上げます。

下記書類を同封いたしましたので、  
ご査収のほど、よろしくお願い申し上げます。

送付元: 有限会社 ウィルテック  
事務担当: 中野

住所: 〒567-0029  
大阪府茨木市五日市緑町2-22

TEL: 072-648-5678  
FAX: 072-648-5679  
MAIL: willtech@aioros.ocn.ne.jp

## 記

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙) | 2通 |
| 2. 指定給水装置工事事業者指定申請書              | 1通 |
| 3. 機械器具調書                        | 1通 |
| 4. 誓約書                           | 1通 |
| 5. 履歴事項全部証明書                     | 1通 |
| 6. 定款(写し)                        | 1通 |
| 7. 給水装置工事主任技術者の免状の写し             | 2通 |
| 8. 事業所の見取図(平面図)                  | 2通 |
| 9. 事業所の写真(外観・室内)                 | 2通 |
| 10. 給水装置工事主任技術者選任・解任届            | 2通 |

書類に不備がありましたら、お手数ではございますが、  
事務担当: 中野(なかの)までご連絡をお願いいたします。